

大網白里市地域クラブ活動 基本方針

令和8年6月 大網白里市教育委員会

目次

章番号	項目番号	項目名
1	-	はじめに
2	-	「大網白里市地域クラブ活動」の活動概要及び原則
	2-1	目的
	2-2	参加者の対象
	2-3	活動種目
	2-4	活動の場所
	2-5	適切な指導体制の構築
	2-6	体罰・暴言・ハラスメントの根絶
	2-7	指導者研修
	2-8	参加費
	2-9	活動への参加
	2-10	事故の防止及び健康観察
	2-11	休養日及び活動時間
3	-	運営体制及び関係機関の役割
	3-1	運営団体・実施主体の具体的な役割と責務
	3-2	学校の役割と責務
	3-3	学校との連携
	3-4	保護者への説明責任
	3-5	意見交換
	3-6	会費の設定と保護者等の負担軽減
	3-7	保険の加入
	3-8	学校との情報共有
	3-9	個人情報の取り扱い
	3-10	認定制度について
	3-11	登録認定の取り消し
4		活動のルール
	4-1	活動原則

章番号	項目番号	項目名
	4-2	活動時間・休養日
	4-3	安全管理と健康
	4-4	不適切な行為の根絶
	4-5	移動時の安全管理
5		その他

1 はじめに

中学校部活動は、生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、豊かな人間関係を築くとともに、自己肯定感、責任感、連帯感を育むなど、生徒の心身の健全育成に大きな役割を果たしてきました。

しかしながら大網白里市においても、少子化による生徒数減少の影響により、学校単位での部活動の維持が困難になり、単独で試合に出られない学校が増えるなど、生徒にとって活動の選択肢が狭まる傾向が想定されます。また学校の教育課程外の活動である部活動について、全国的に教員の働き方改革の必要性が認識され、教員不足が深刻化する中で、現在の部活動の仕組みには限界が生じています。

本方針は、これまでの学校部活動の教育的意義を継承しつつ、休日の活動を段階的に地域へと展開(地域移行)することで、生徒が将来にわたり多様な活動に継続して親しむことができる環境を整備することを目的とし、「大網白里市地域クラブ活動」を運営する団体・指導者が遵守すべき共通の考え方・基本原則を定めるものです。

大網白里市では、これまで部活動が果たしてきた役割を踏まえ、時代の変化に対応し、将来に渡って生徒が主体的に選択し、多様な活動に参加できる機会を確保することを目的として、令和8年度末を目途に学校部活動から地域クラブ活動への展開をし、休日に生徒が地域の方々とともに活動する「(仮称)大網白里市地域クラブ活動」の開始を目指します。

2 「大網白里市地域クラブ活動」の活動概要及び原則

2-1 目的

生徒の多様な活動機会の確保、専門的な指導の享受、および教員の負担軽減を図り、地域全体で生徒の成長を支える体制を構築します。

2-2 参加者の対象

大網白里市内の中学生を主な参加者の対象とします。なお、運営団体・実施主体が受け入れ可能な人数や条件(学区の限定等)をあらかじめ設定できるものとします。ただし、運営団体・実施主体が認める場合は、その他の者(小学生や高校生など)の参加も可能とします。

2-3 活動種目

文化・スポーツ活動など、生徒のニーズや地域資源に応じて、多様な種目を設定します。

2-4 活動の場所

市内の中学校施設(体育館、グラウンド、武道場、文化部活動のための施設等)、公共施設、地域のスポーツ施設、民間のスポーツ施設などを活動場所とします。

2-5 適切な指導体制の構築

(1) 指導者に求められる資質

運営団体・実施主体は、指導者の質の向上と安全確保に努めます。指導者の選定にあたっては、専門的な知識・技能に加え、青少年の健全育成に対する深い理解を持つ者を配置します。また、不適切行為の防止を徹底するため、日本版 DBS(性犯罪歴等確認機構)等の仕組みを活用し、指導者の性犯罪歴等の確認も適切に行うものとします。

指導者は、以下の資質を有する者とします。

- ・ 専門的な知識や技能を有する者
- ・ 生徒の健全な育成に熱意を有する者
- ・ 生徒指導に関する知識や技能を有する者
- ・ 指導者は、心身の成長の途上である生徒を対象とするため、生徒の安全を確保することや、練習等が過度な負担とならないよう徹底することはもとより、体罰・言葉の暴力・性暴力・ハラスメントなどの行為の根絶が強く求められます。勝利至上主義や成果至上主義に偏ることなく、体罰を厳しい指導として正当化することは決してあってはなりません。

(2) 指導体制の確保

各クラブの活動種目の特性に応じた指導者を複数確保し、生徒に対する指導を効果的に行える体制を構築します。

(3) 適切な指導の実施

- ・ 指導者は、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養の設定、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行います。

- また、スポーツ医・科学の見地や、専門的知見を有する教員等の協力を得て、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得し、短時間で効果が得られる指導に努めます。
- 指導者は、生徒がバーンアウトすることなく活動を続けていけるよう留意します。

(4) 教職員の関わりについて

「大網白里市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱」に基づき、教職員が希望に応じて地域クラブ活動に従事できます。これにより、指導体制の確保と教員の負担軽減を両立させることができます。また、報酬の有無に関わらず、教職員が地域クラブに従事する場合は、学校長へ活動時間の報告を行い、「勤務時間外の総業務量」として健康管理の対象に含めます。なお、教職員の心身の健康を最優先とし、勤務時間の超過等により地域クラブに従事することが困難になった場合でも、運営団体・実施主体と大網白里市教育委員会が協議し、生徒への指導が即座に打ち切りにならないように調整に努めます。

2-6 体罰・暴言・ハラスメントの根絶

体罰や暴言、ハラスメントは、生徒の人権を侵害する不当な行為であり、いかなる場合においても許されない行為です。これらの行為や発言について、決して許されないものであるとの認識を活動に関わる全てのスタッフが持ち、それらを根絶するための取り組みを機会あるごとに行うものとします。特に、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントによって生徒の人格や尊厳を不当に傷つけることがないように併せて配慮します。運営主体は、指導者、生徒、保護者がこれらを正しく理解するための啓発活動を継続的に行います。

2-7 指導者研修

「大網白里市地域クラブ活動」の指導者（見守りのみを行うスタッフを含む）は、大網白里市教育委員会が指定する「中学生の指導にあたり配慮すべき事項」・「安全管理」・「熱中症予防」・「頭部外傷やスポーツ外傷の予防、応急処置等」・「ハラスメント防止」等の研修を必ず受講するものとします。また、活動を継続する場合は、毎年受講するものとします。指導者は、常に指導者の資質向上に努めることが求められます。

指導者に対し、以下の内容を含む定期的な研修を実施します。

- 体罰・ハラスメント防止および倫理観の醸成
- 事故発生時の応急処置および安全管理体制
- 発達段階に応じた科学的・合理的な指導法

2-8 参加費

クラブの運営に必要な実費（指導者謝金、活動場所利用料、保険料、消耗品費など）に応じて、生徒から会費を徴収できるものとします。

2-9 活動への参加

- 生徒の自主的な参加を原則とし、生徒自身が選択し、活動できるように配慮します。

- ・ 各クラブの活動内容や活動時間をあらかじめ明示し、生徒はそれに同意の上で活動に参加するものとします。

2-10 事故の防止及び健康観察

「大網白里市地域クラブ活動」の運営団体・実施主体は、事故の防止及び生徒の健康管理のため、以下の事項に十分留意するものとします。

- ・ 活動開始前に生徒の健康状態を確認するとともに、活動中も体調不良を訴える参加者には速やかに対応します。
- ・ 活動場所の安全点検を徹底します。
- ・ 活動時期、活動時間及び活動場所の気温や湿度など環境条件を把握し、活動時間の短縮や活動の中止などについて適切に判断し、熱中症等事故防止に努めます。特に熱中症への対応については、指導者は十分な知識と正確な対応を心がけるものとします。
- ・ 活動中に体調不良や怪我等が生じた場合は、速やかに応急手当、対応を行い、保護者及び運営団体・実施主体の責任者に報告を行います。また、必要に応じて、中学校や大網白里市教育委員会と連携し、緊急体制に基づいた適切な対応をとるものとします。
- ・ 参加者には、学校外で活動をしたり、大会・コンクール等で学校外の場所へ移動したりする際の安全指導をあらかじめ徹底します。

2-11 休養日及び活動時間

(1) 活動時間

「大網白里市地域クラブ活動」の活動は、あくまで生徒の自主的・自発的な参加を原則とし、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とするため、生徒が運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、1日の活動時間は、平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、最大週当たり11時間程度を目安とします。短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行えるように努めるものとします。

(2) 休養日

以下の日を休養日とし、生徒が休養を取れるように配慮します。

- ・ 原則として、週当たり2日以上(平日1日、土日1日)を休養日とします。
- ・ 大会やコンクール等の開催により活動した場合は、他の日を休養日とします。

(3) 長期休業期間

夏休みなど長期休業中は、休日(土・日)と同様の扱いとして活動できるものとします。学期中の休養日の設定に準じた扱いとするほか、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度の長期の休養期間(オフシーズン)を設けるとともに、週当たりの活動時間(上限11時間)を遵守するものとします。

3 運営体制及び関係機関の役割

3-1 運営団体・実施主体の具体的な役割と責務

「大網白里市地域クラブ活動」の運営団体・実施主体は、本方針に基づき、以下の役割を遂行するものとします。

- 活動の継続と管理
生徒の安全確保、健全な育成、活動の継続性に責任を持ち、活動全体の計画・運営を担う。
- 指導者の確保と研修
適切な指導者を確保し、「2-7 指導者研修」を確実に実施する。
- 財政管理
会費の徴収・管理を行い、公正かつ透明性のある会計処理を実施する（「3-6 会費の設定と保護者等の負担軽減」）。
- 安全・保険
生徒・指導者に対する保険への加入手続きを徹底する（「3-7 保険の加入」）。
- 情報開示
保護者に対し、活動内容、指導体制、事故対応、会費等について十分に説明し、情報を開示する（「3-4 保護者への説明責任」）。
- 大網白里市教育委員会との連携
大網白里市教育委員会からの指導助言に従うとともに、大網白里市教育委員会が定める活動実績の報告等を行う。
- 本方針の遵守
本方針の遵守を徹底する。

3-2 学校の役割と責務

学校は、地域クラブ活動への移行期間において、生徒の活動機会を確保し、円滑な移行を実現するため、以下の役割を遂行するものとします。

- 移行期間の支援:
地域クラブ活動の趣旨や参加方法について生徒や保護者への周知・啓発を行い、円滑な移行を支援する。
- 学習・生活との両立配慮
生徒の学業、生活習慣、心身の状況について配慮し、必要に応じて地域クラブ活動運営団体と情報連携を行う。
- 参加状況の把握と案内
当該校の生徒の地域クラブ活動への参加状況を把握するとともに、必要に応じて活動内容等を生徒に案内するものとします。
- 施設提供と管理
大網白里市教育委員会の指導の下、地域クラブ活動の活動場所として学校施設の提供について調整し、利用時の安全管理を徹底する。
- 緊急時の連携

地域クラブ活動の活動中に生徒の安全に関わる事態が発生した場合、「2-10 事故の防止及び健康観察」に基づき、運営団体・実施主体と連携して適切な対応を行う。

3-3 学校との連携

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の健全な育成を図るため、生徒の生活状況や学習活動に配慮して活動を実施するものとします。また、学校施設を利用する場合は、施設の管理者と連携し、施設の適切な利用と安全管理に努めるものとします。中学校施設の利用については、大網白里市教育委員会生涯学習課スポーツ振興班において利用調整を行うものとします。

3-4 保護者への説明責任

運営団体・実施主体は、活動内容、指導体制、事故対応、会費等について、生徒及び保護者に十分に説明し、理解を得るものとします。運営主体は、活動内容等をホームページ等に掲載するとともに、小中学校等と連携して案内します。

3-5 意見交換

運営団体・実施主体は、生徒及び保護者、学校、地域住民等と定期的な意見交換を行い、より良い活動の実現に努めるものとします。

3-6 会費の設定と保護者等の負担軽減

「大網白里市地域クラブ活動」の運営団体・実施主体は、継続的な活動及び運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定するものとします。活動は、営利を目的としないものとします。また、「スポーツ団体ガバナンスコード(一般スポーツ団体向け)」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、情報開示を適切に行うものとします。

会費は、受益者負担の原則に基づき、活動の継続性を担保できる適正な額に設定するものとします。一方で、経済的理由により活動の機会が損なわれることがないように配慮するものとします。経済的に困窮する世帯の生徒(就学援助受給世帯等)に対しては、活動機会を保障するための会費減免や費用支援策を検討・実施するよう努めるものとします。

3-7 保険の加入

「大網白里市地域クラブ活動」の運営団体・実施主体は、指導者や生徒に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険はもとより、自転車を使用する場合は自転車保険に加入させるものとします。

3-8 学校との情報共有

地域クラブ活動は学校教育外の活動ですが、生徒の状況把握のため、学校と地域クラブは必要に応じて適切に情報共有を行います。特に事故発生時や生活指導上の課題については、速やかな連携体制を構築しますが、地域クラブ活動におけるトラブルや事故の対応責任は原則として、運営主体に帰属します。ただし、生徒の安全確保の観点から、重大な事案が発生した場合

は、速やかに学校へ報告し、学校側が過度な負担(生徒の呼び出しや指導等)を負わない範囲で、必要な連携を行うものとします。

3-9 個人情報の取り扱い

「大網白里市地域クラブ活動」の運営団体・実施主体は、「個人情報の保護に関する法律」を遵守するほか、活動によって知り得た個人情報を漏洩せず、適正に取り扱わなければなりません。

3-10 認定制度について

「大網白里市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」に基づき、市が定める一定の要件(活動時間、指導体制、安全管理など)を満たす団体を「大網白里市認定地域クラブ活動」として教育長は認定し、支援を行います。

なお、学校外の公共施設利用における減免等の措置については、市内の生徒の利用実態や活動目的に応じて別途検討するものとします。

3-11 認定の取り消し

「大網白里市地域クラブ活動」の運営団体・実施主体が本方針において定められた事項を遵守せず、大網白里市教育委員会の指導に従わない場合には、大網白里市教育委員会は運営団体・実施主体を公表し、教育長は認定を取り消すことができるものとします。

4. 活動のルール

参加生徒の安全の確保、健全な育成及び活動の質を担保するための具体的な活動ルールを定めます。

4-1. 活動原則

- 生徒の主体性
活動への参加はあくまで生徒の自主的・自発的な参加に基づくものとし、活動内容や時間も生徒の多様なニーズを尊重する。
- 指導の目的
勝利至上主義に偏らず、生徒の心身の健全な育成を第一の目的とする。

4-2. 活動時間・休養日(「2-11 休養日及び活動時間」詳細化)

- 活動時間の目安
 - 平日 :2 時間程度(16:00～20:00 の範囲内で)
 - 学校の休業日 :3 時間程度(日中の 18:00 までの範囲内で)
 - 総活動時間 :週当たり 11 時間程度を上限の目安とする。
- 休養日
週当たり 2 日以上(平日 1 日、土日 1 日を基本)を必ず設ける。
- 長期休業中
学期中の休養日の設定に準じ、オフシーズンや長期休養期間を設けるよう配慮する。
- 定期考査期間
定期考査実施の 1 週間前から終了までは、原則として活動を行わない、または短縮するなど、学習活動に最大限配慮する。

4-3. 安全管理と健康(「2-10 事故の防止及び健康観察」詳細化)

- 健康観察
活動の前後には必ず生徒の健康状態を確認し、体調不良者には速やかに対応する。
- 熱中症対策
気温・湿度等の環境条件を確認し、活動時間の短縮、休憩、水分補給を徹底する。指導者は熱中症予防に関する知識と正確な対応手順を習得していること。
- 用具・施設点検
活動前には必ず使用する施設、用具、設備の安全点検を行うこと。不備がある場合は速やかに学校または教育委員会に報告し、利用を控えること。
- 緊急時の対応
事故発生時は、速やかに対応処置、保護者への連絡、大網白里市教育委員会への報告を行い、必要に応じて学校と連携し、緊急体制に基づいた適切な対応をとること。

4-4. 不適切な行為の根絶(「2-6 体罰・暴言・ハラスメントの根絶」詳細化)

- 指導者の責務

いかなる理由があっても、体罰、暴言、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの不適切な行為は厳禁とする。

- 相談窓口

クラブ内に相談窓口を明示するとともに、大網白里市教育委員会が設ける相談窓口や公益財団法人日本スポーツ協会が設ける相談窓口を案内し、公平・公正な対応を確保する。

4-5. 移動時の安全管理(「2-10 事故の防止及び健康観察」反映)

- 移動方法

活動場所までの移動は、自転車、公共交通機関、保護者送迎など、生徒の負担が少ない方法とし、運営団体・実施主体は移動手段に関する引率・指導責任を負わないことを明確にする。

- 自転車利用

自転車を利用する参加者には、必ず保険に加入し、ヘルメットの着用に努めるよう指導すること。

5. その他

この基本方針に定めのない事項や、活動の実施に当たり疑義が生じた場合は、大網白里市教育委員会と運営団体・実施主体が協議の上、定めるものとします。国や県において部活動の地域展開に関する新たな方針やガイドラインが示された場合などは、必要に応じて本方針を改定するものとします。